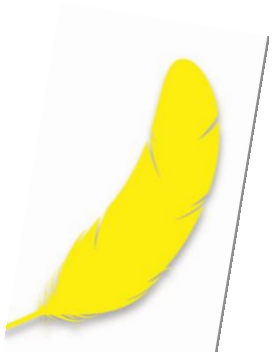


第3回住まい支援の連携強化のための連絡協議会

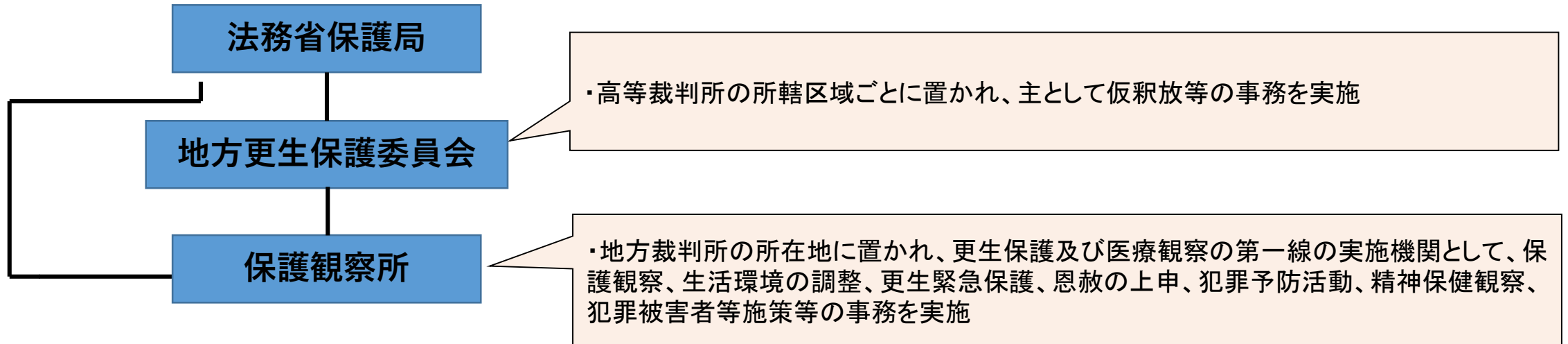
法務省保護局説明資料



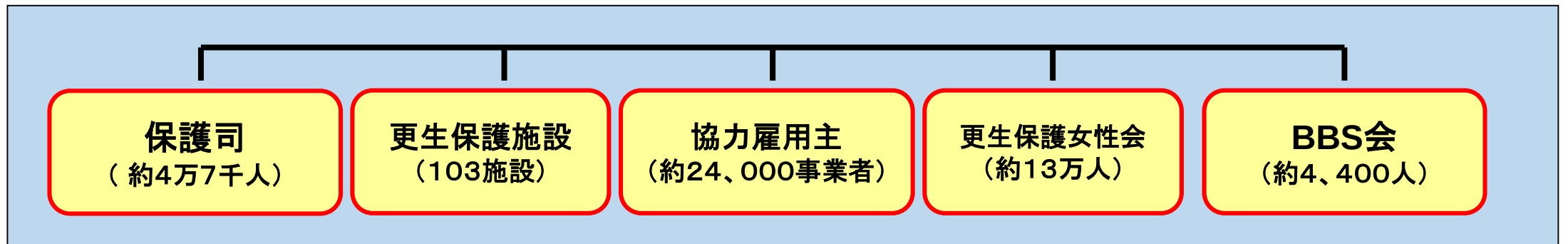
立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

更生保護の体制

法務大臣



民間との協働態勢



刑務所出所者等とは

◆ 保護観察対象者

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判で刑の全部又は一部の執行を猶予されて保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

◆ 更生緊急保護対象者

更生緊急保護の対象者	期 間
次の①から③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉機関等からの保護が受けられない、 または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③ <u>更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人</u>	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能

※ 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の国土交通省令に定める「住宅確保要配慮者」
⇒「刑務所出所者等」と同じ。

刑務所出所者等の居住支援

更生保護施設



- ・ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設が運営されている。（大半が20名定員）
- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えたり、福祉サービス等の利用が調整できるまでの数か月間（1人当たりの平均委託期間は79.5日/令和3年度）収容保護し、専門の職員が24時間365日体制で自立に向けた生活指導等を実施する。
- ・ 法務省の認可施設（民間施設）で、委託費を支給する。
- ・ 年間約7,500人保護する。

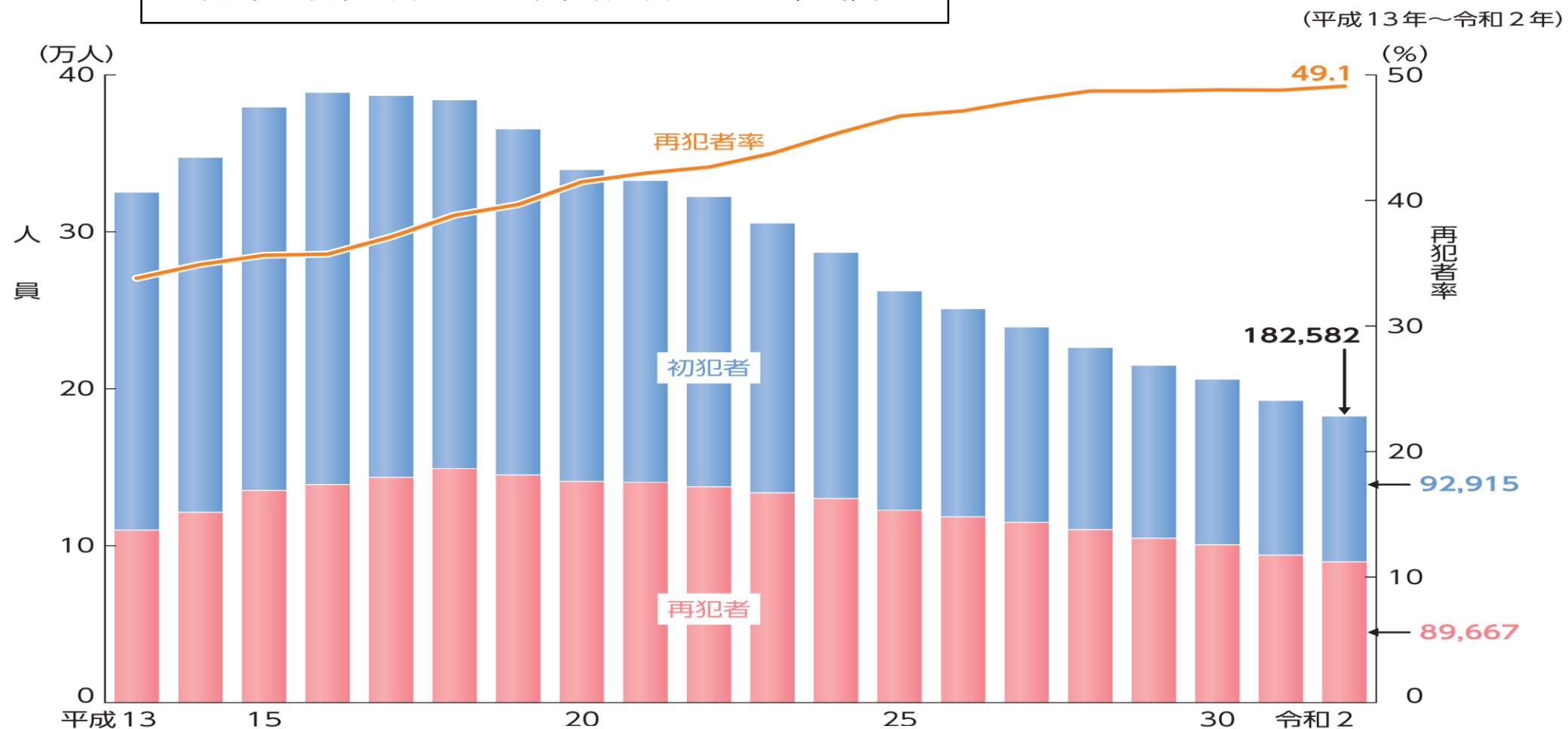
自立準備ホーム

- ・ 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始。
- ・ あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を活用するもの。⇒ 宿泊場所のことを「自立準備ホーム」と呼ぶ。
- ・ 保護観察所からの委託により、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供（食事の提供も可能）。
- ・ 全国で473事業者が登録（R4.4.1現在）。
- ・ 年間約1,700人を保護し、保護の期間は更生保護施設に準じる。（1人当たりの平均委託期間は69.3日/令和3年度）

ただし・・・いずれも「一時的」な居住支援

なぜ、刑務所出所者等の居住支援が必要なのか

刑法犯の検挙人員に占める再犯者人員が占める率の推移

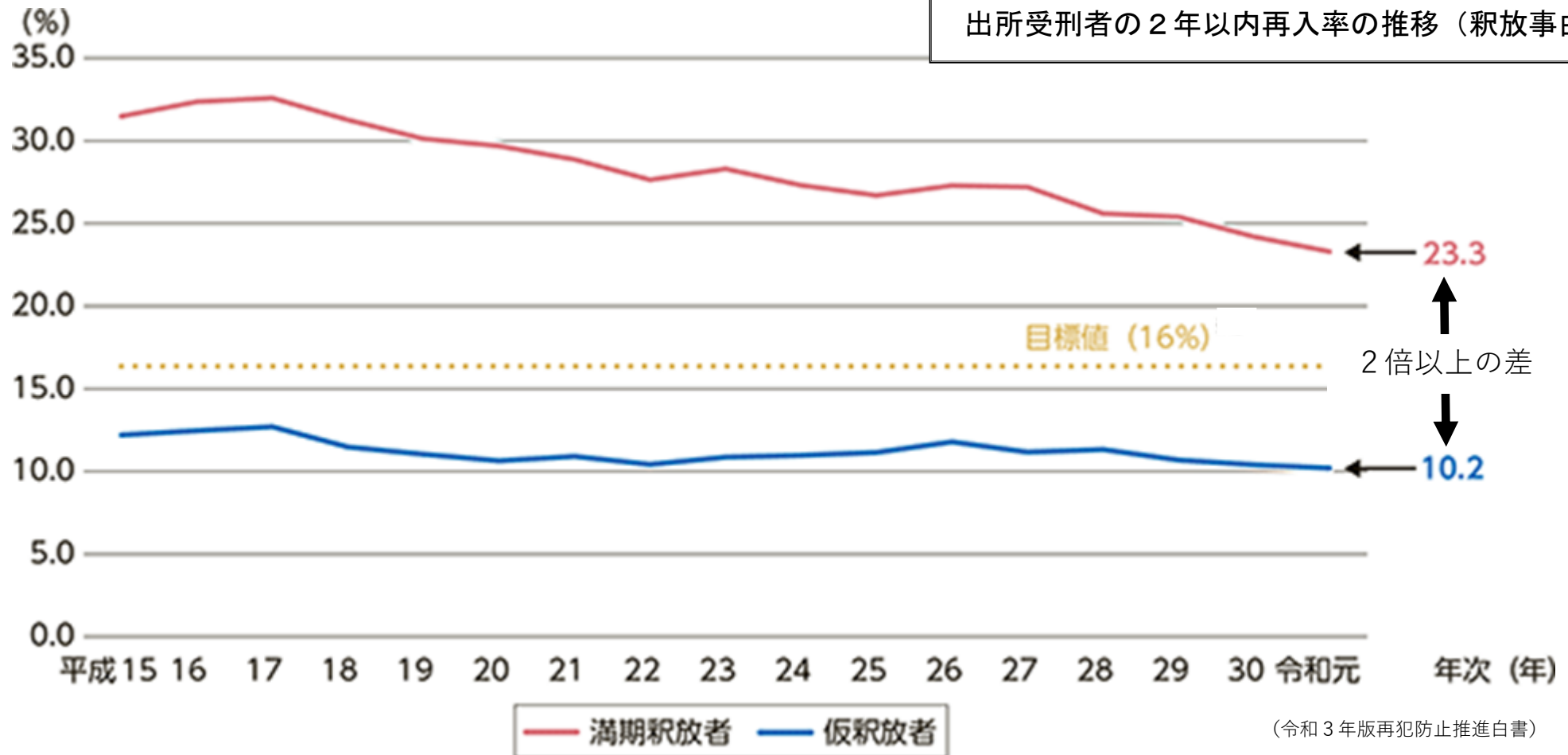


刑法犯検挙人員の約半数が再犯者

(令和3年度版犯罪白書)

満期釈放者の再犯率は仮釈放者と比較して高い現状

※「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再び刑務所に入所した人員の比率のこと。

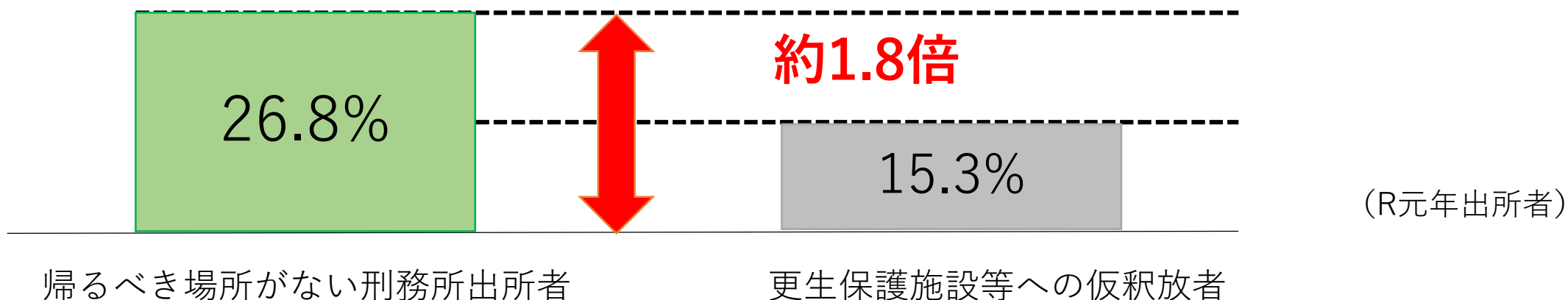


仮釈放者 = 刑期満了の前に仮に釈放された人
残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者 = 刑の執行が終わった人
 更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。

帰るべき場所がない刑務所出所者の2年以内再入率は、
更生保護施設等の適切な住まいを確保して仮釈放となった者の約1.8倍

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率

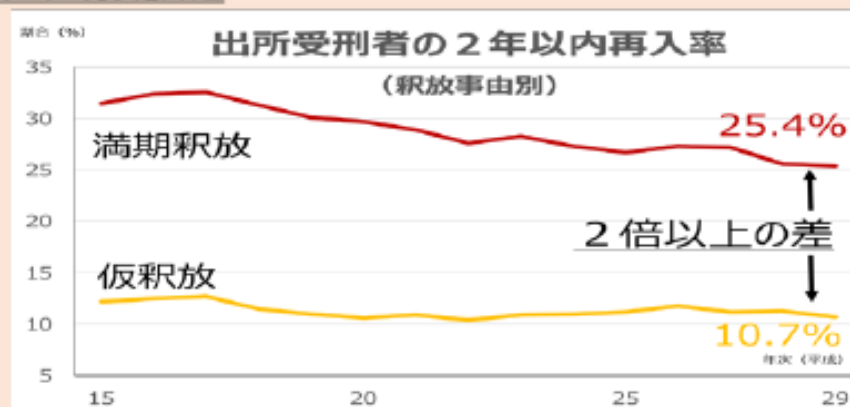


- ・更生保護施設等は、一時的な住居であるため、入所した刑務所出所者等は、自立のために必要な資金を確保するなどして退所することが求められる。
- ・更生保護施設等に入所した刑務所出所者等は、頼ることができる親族等がないことから、自立先（更生保護施設退所後の住居）を確保するに当たって様々な困難が生じやすく、居所（住まい）不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

※ 2,726人（直近5年間の平均）
→2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体（R1.10.1現在）

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

居住支援法人と連携した居住支援

○ 更生保護関係機関との連携

◆ 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ・ 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、法務省）及び関係団体で構成
- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。
- ・ 第1回（令和2年8月）、第2回（令和3年6月）

※ 地方ブロック機関単位での連絡協議会を開催

◆ 居住支援協議会への参加

保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度等を説明

⇒ 連携を開始した法人数
140団体
(R4.3月末現在)

◆ 居住支援法人と連携した住まい（定住先）確保

居住支援法人と連携した事例数 189事例（R4.3月末）

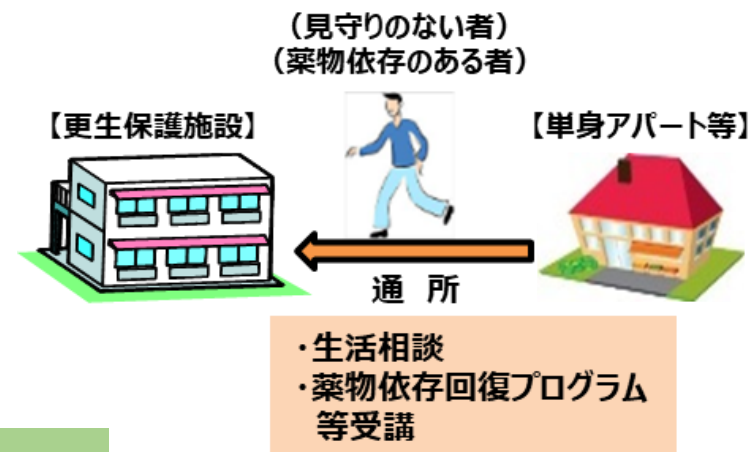
- 例）
- ・ 更生保護施設からの退所先（自立先）の情報提供
 - ・ 更生緊急保護対象者（満期釈放者）の居住支援
 - ・ 矯正施設在所者の帰宅先（矯正施設退所後の生活場所）

○ 更生保護施設との連携

◆ 更生保護施設によるフォローアップ事業（平成29年度から）

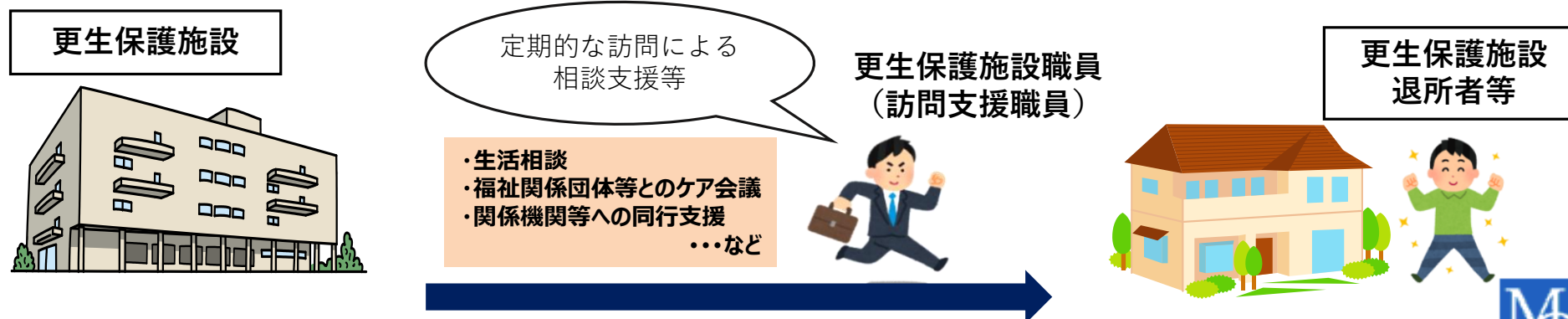
更生保護施設を退所した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、
当該更生保護施設への通所が可能なものが対象

- 施設職員の面接等による生活相談への対応
- 薬物依存が認められる者に当該施設職員等が
薬物依存回復プログラムやグループミーティングを実施



◆ 更生保護施設による訪問支援事業（令和3年度から）

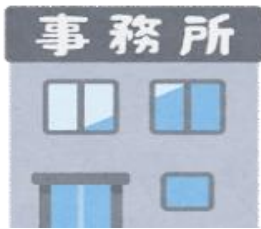
- 更生保護施設に配置された訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問するなど、継続的な支援を実施
- 全国8施設で先行実施（埼玉県、東京都、京都府、大阪府、広島県、福岡県、熊本県）



○ 更生保護就労支援事業所との連携

◆ 更生保護就労支援事業

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者（更生保護就労支援事業所）が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行う事業。



更生保護就労支援事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和3年度現在全国25庁で実施（札幌、盛岡、仙台、福島、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、福岡、熊本、沖縄）

就職活動支援業務

矯正施設収
容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務



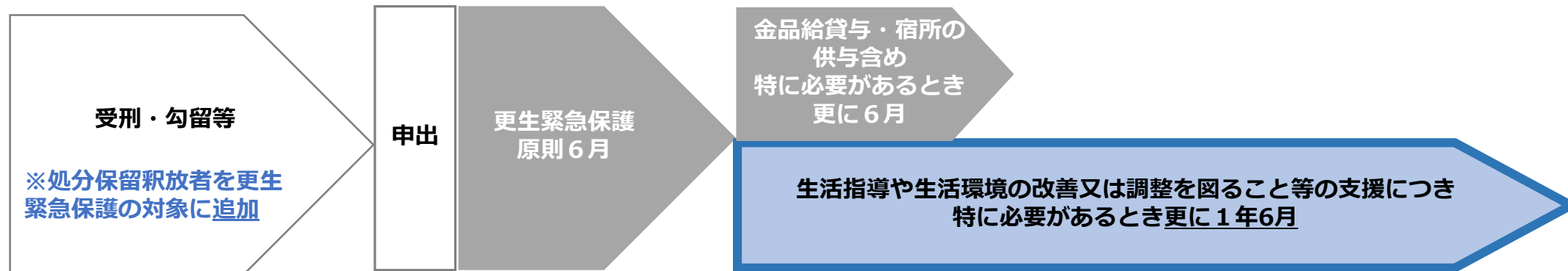
出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

刑執行終了者等に対する「息の長い」支援に向けて

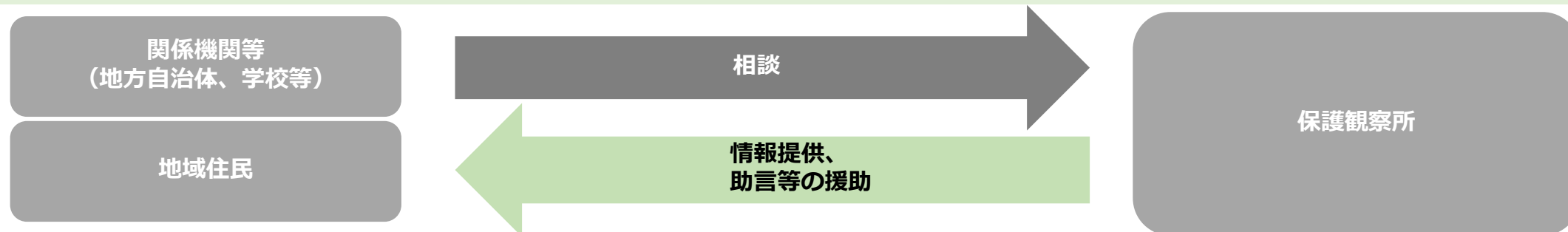
【更生保護法の改正】（公布：令和4年6月17日 施行：公布日から1年6月以内）

◎生活環境調整等を行う更生緊急保護の期間を 最長1年→2年に拡大（本人の申出が必要）



◎刑執行終了者等の改善更生等のための情報提供・助言等の援助の創設

●地域住民・関係機関等からの相談を受けて援助を実施 [地域援助]



小さい頃から、私と世界を隔ててきた“生きづらさ”。
世界は私の全てを拒絶した。

独りでもがいて、自分も周りも傷つけた私が
保護観察になったのは、高校をやめたとき。

言葉にならない思いは、あふれて、止められない。
その人は、私の“生きづらさ”に触れることなく
でも包み込むように言った。

— 大丈夫。世界は広くて、温かくて、
私もいるんだから、きっと大丈夫。

“生きづらさ”の向こうにあった世界が、少しだけ近く見えた。
私を拒んでいた世界は、私が拒んでいた世界。
その人の言葉が、世界と私をつないでくれた。

だから今。今度は、君に伝えてる。

— 大丈夫。世界は広くて、明るくて、
私もいるんだから、きっと大丈夫。

#生きづらさを生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

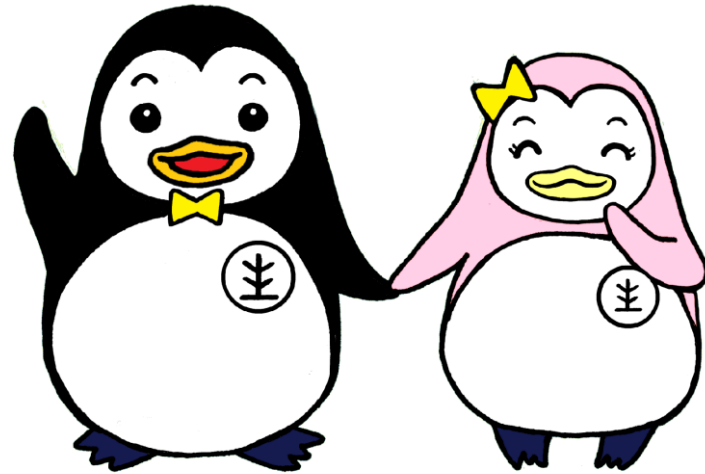
第72回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・
再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

Q 検索





更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。